

藤沢市文化財保護委員会委員の任命について

次の者を藤沢市文化財保護委員会委員に任命する。

2008年（平成20年）8月8日提出

藤沢市教育委員会
教育長 小野 晴 弘

1 任命する者

| 氏名 | 住所 | 生年月日 | 分野 | 新任再任の別 |
|--------------------|----|------|------------|--------|
| すずき よしあき 鈴木 良明 | | | 歴史・宗教 史 | 再任 |
| いとう かずみ 伊藤 一美 | | | 歴史 | 再任 |
| しぶや まみ 渋谷 眞美 | | | 美術工芸 | 再任 |
| おおの さとし 大野 敏 | | | 建築 | 再任 |
| かわじ ひろふみ 川地 啓文 | | | 自然 | 再任 |
| かわぐちとくじろう 川口徳治朗 | | | 考古 | 新任 |

2 任期

2008年（平成20年）9月1日から2010年（平成22年）8月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市文化財保護委員会委員が2008年8月31日をもって任期満了となるため、藤沢市文化財保護条例第11条の規定に基づき、新たに委員を任命する必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋
(文化財保護委員会の設置等)

第11条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、藤沢市文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は6人とし、文化財について専門の学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。